

第 19 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定
検討委員会会議概要

会議名称	第 19 回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称） 策定検討委員会
開催日時	平成 29 年 7 月 10 日（月） 午前 10 時～正午
開催場所	立川市役所 本庁舎 101 会議室
次 第	<p>[開 会]</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 「第 18 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（6/6）」の会議概要について</p> <p>(2) 条例の名称について</p> <p>(3) 各団体（医療・教育・保育）への説明状況について</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 差別に対する相談体制及び公表について</p> <p>(2) 条例素案（たたき台）の検討について</p> <p>(3) 逐条解説（たたき台）の検討について</p> <p>3 その他連絡事項</p> <p>[閉 会]</p>
出席者	<p>[委 員] 吉川かおり委員長、長谷川敬祐副委員長、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、谷川香月、岡田治、奥山葉月、曾根博、田中文人、塩沢隆幸、石川誠、山本繁樹、宮本浩史（敬称略、順不同）</p> <p>[事務局] 吉野福祉保健部長、高木障害福祉課長、鈴木障害福祉課主査、加藤業務係長、城之下障害福祉第一係長、阿部障害福祉第二係長、近藤障害福祉第三係長、塩島主任</p>
傍聴 7 名	
会議資料	<p>【事前配布資料】</p> <p>資料 19-1 逐条解説（たたき台）</p> <p>資料 19-2 第 18 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要</p> <p>資料 19-3 各団体（医療・教育・保育）への説明状況について</p> <p>資料 19-4 差別に対する相談体制及び公表について</p> <p>資料 19-5 条例素案（たたき台）</p> <p>資料 19-6 特別支援教育の生涯学習化に向けて</p>

[開 会]

1 報告事項

(1) 「第 18 回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会（6/6）」の会議概要について

(2) 条例の名称について

●庁内検討会議にて第 18 回検討委員会の議論を報告した結果、提案した「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」で了承となった。

(3) 各団体（医療・教育・保育）への説明状況について

●4 月から 6 月にかけて各団体に条例の説明を行った。特に質疑や意見のなかった校長会の説明後も、引き続き質問や意見をメール・FAXなどで受け付けている。

2 検討事項

(1) 差別に対する相談体制及び公表について

●市と3か所の委託相談機関を窓口とする。相談後の調査や助言は、報告を受けた市のみが行う。民生委員やサービス提供事業所などが相談を受けた場合、市がそれぞれの社会資源から報告を受け付ける体制も構築していく。条例についての周知も民生委員や各事業所に行っていく。

●条例を先行して策定した自治体の千葉県、八王子市、別府市では公表の規定がない。公表は対立のきっかけになる恐れがあり、解決につながらない。条例の理念を周知し浸透させることを優先し、その後公表について検討したい。現時点では、公表は時期尚早と考える。

○障害者雇用促進法に基づき、法定雇用に改善がみられない企業は公表されるが、全国で1～2社程度。公表規定があるからといって、企業が前向きになる、また危機感をもつ効果は限定的。公表があるなしに関わらず、相互理解の中で、企業自らが律することが重要。信頼関係から行うことが大切で、このことが立川らしきにつながる。

○公表規定のある先行自治体の中で問題となったケースがあるのかどうか。公表まで至った事例はないのでは。公表規定を設けるか否かに議論が集中するのは良くない。相談から相互の理解につながることを重要。

○理想としては、公表の規定がなくても大丈夫な立川というのが望ましい。公表がどうしても必要になったら条例を改正するなどして設けたらよい。

○うまく解決したケースや事例を市が公表し、そして蓄積していくのはどうか。良い事例を共有できたらよい。

○平成27年度以降、制定された条例では、公表規定がほぼ盛り込まれている。

○公表は抑止力といえる。理想論の話は正しくない。理想を守らない人への最後の手段になる。法の仕組みとして抑止力はあるべき。改正され、公表規定が追加される見込みは低いのでは。

○公表は段階を踏んだ上での、あくまで最終段階という理解をもつことが大事。

○条例は理想論を言っても追いつかない。全ての人が条例の趣旨を理解するとは限らない。公表規定は必要ではないか。

○公表規定があることで、相互に理解することなく、グレーゾーンで落としどころを探ってしまうのでは。公表ありきはどうかと思う。

○公表規定があることは対立のきっかけにはならない。公表規定を盛り込むことは問題にはならない。

(2) 条例素案（たたき台）の検討について

○前文6段落目について、「そのために、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例をここに制定する」となった。

●第8条（教育に関する合理的配慮等）から第10条（療育に関する合理的配慮等）の第1項は表記を「障害の有無にかかわらず、すべての〇〇が～」で統一することとした。

○第12条（移動・公共的施設利用に関する合理的配慮等）の中にある「公共的施設」とは、不特定多数の人の利用に供する施設を指す。町の商店、予備校なども含まれる。お客を限定しているお店などは該当しない。公共的施設はピンとこない表現だとは思う。

○第12条のタイトルは（公共的施設利用・移動に関する合理的配慮等）としてはどうか。

○公共的施設は公共施設と混同しがち。表現を工夫してはどうか。

○経営を圧迫するところまでの合理的配慮は求められていない。過度な負担になるかどうかは事業の規模による。ケースバイケースで考えていく必要がある。

○差別は何人もしてはならない。差別をした場合は、あっせんなどの手続きに入る。第12条は合理的配慮について規定しており、経営の規模や過度の負担かどうか判断基準になる。

○第13条（福祉サービスに関する合理的配慮等）の第1項で、ここに「人格」とでてくるのは唐突。障害者権利条約でも意思決定支援が謳われている。「障害のある人の意思を尊重するものとする。」でもよいのでは。差別の実態もあり、第22条の「公表」は福祉事業者も含まれる。意思を尊重することについて、逐条解説で詳しく盛り込んでほしい。

○意思決定支援は、十分な情報提供に基づいてこそ。合理的配慮で重要なのは、①十分なわかりやすい情報提供をすること。②本人の意思決定を尊重することの二つ。第15条（情報保障等に関する合理的配慮等）でも触れられている。逐条解説で解説して欲しい。

○「意思」だけでなく重ねて「人格」を尊重してほしい。「人格の尊重」をいれた方が「意思」がきちんと表明される。「人格」をいれた方がよい。特に違和感はない。

●条文の順番については、文書法政部門とも協議する必要がある。

○第14条（文化芸術活動・スポーツ・生涯学習に関する合理的配慮等）の第1項で「～障害に応じた必要な措置を講ずるよう～」としてはどうか。また、第2項で「～障害のある人が生涯を通じた学習活動に参加することができるよう必要な措置を講ずるものとする。」としてはどうか。

○第14条について修正前の方が市と事業者の義務についての規定が別々になっているので、明確ではないか。提案だが、「第1項の規定について 事業者はつとめるものとする。」と表記してはどうか。こちらの方が分かりやすい。

○障害者差別解消法上は、行政機関である市が合理的配慮を提供することは法的義務。

●他の項では、条文の内容が同じであれば、市と事業者の項をまとめている。

○第15条（情報保障等に関する合理的配慮等）については、逐条解説で詳述して欲しい。

○第11条（雇用に関する合理的配慮等）第2項で、「事業者は～努めるものとする。」となっているが、平成28年4月から施行された改正障害者雇用促進法上は、事業者による雇用の分野の合理的配慮の提供は法的義務では。

○第17条（住居に関する合理的配慮等）の中に「障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため」、「地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため」などの語句を追加して欲しい。地域で住居を確保することを盛り込んで欲しい。

○第17条第1項の2行目に違和感を覚える。「市及び福祉に関する事業者」とあるが、「福祉に関する事業者等」とかえてはどうか。なお、この福祉に関する事業者等の中に、民生委員も含まれる。

○第19条（相談及び助言等）の中で、民生委員などが市に報告をする場合の根拠規定のようなものを設けた方がよいのでは。

○民生委員は関係者に入るのでは。条文に規定しないと個人情報を取り扱う上で問題となる。本人の知らない所で情報を市に提供することになる。

●民生委員やサービス提供事業者は本人の同意を得た上で市に報告してほしい。

●第19条の中に「相談機関等」とあるが、委託している事業所と補助を出している事業所を指す。

○障害者差別解消法において差別を見聞した場合、市へ報告する義務は、法律上はない。

（3）逐条解説（たたき台）の検討について

3 その他連絡事項

その他連絡事項

○次回の委員会は、8月9日（水）午前9時30分から開催する。

[閉会]

以上